



福岡医発第1723号(地)
平成18年12月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



北九州市乳幼児医療費制度の初診料等の自己負担額の無料化について

北九州市において、平成19年1月1日から乳幼児医療費助成制度の初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額を新たに助成対象とする旨、別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、入院時の食事代、保険診療の対象外となる医療費については、従来どおり自己負担となります。
また、今回の改正内容は下記のとおりです。

記

1. 変更内容：初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額の無料化
2. 対象者：北九州市乳幼児医療費助成対象者（全員）
【通院⇒5歳未満、入院⇒小学校就学前まで（平成19年1月1日現在）】
※市町村によって、対象年齢が異なりますが、北九州市においては、乳幼児医療費助成制度対象者（全員）となります。
3. 実施時期：平成19年1月1日診療分から
4. 請求方法：現物給付（初診料等は、年齢に関係なく、全て請求）
5. 問い合わせ先
北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係
担 当：松木、篠原
TEL：093-582-2415
FAX：093-583-6142



小郡三井医師会より

担当理事 友清

各医師会 様

北九保保年第461号
平成18年12月13日

北九州市保健福祉局保健医療部
保険年金課長 熊本 哲生

北九州市乳幼児医療制度の初診料等の自己負担額の無料化について（お知らせ）

平素から福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北九州市では平成19年1月1日から乳幼児医療費助成制度の初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額を新たに助成対象といたします。（入院時の食事代、保険診療の対象外となる医療費については、従来どおり自己負担となります。）

つきましては、この改正内容を広く周知するためにポスターを送付いたしますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、ポスターを別紙のとおり送付いたしますので、貴会会員様へご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 変更内容 初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額の無料化
- 2 対象者 北九州市乳幼児医療費助成対象者（全員）
 <通院 5歳未満、入院 小学校就学前まで（平成19年1月1日現在）>
 ※ 市町村によって、対象年齢が異なりますが、本市においては、乳幼児医療費助成制度対象者（全員）となりますのでご注意ください。
- 3 実施時期 平成19年1月1日診療分から
- 4 請求方法 現物給付（初診料等は、年齢に関係なく、全てレセプト請求してください）
 ※ 県内3歳未満は全て同様の請求ですが、3歳以上は市町村によって請求方法や助成制度が異なります。各市町村へご確認ください。

<連絡先> ☎803-8501

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局保健医療部

保険年金課福祉医療係（担当：松木、篠原）

TEL：093-582-2415

FAX：093-583-6142



平成19年1月1日から
北九州市乳幼児医療制度が変わります！！

北九州市乳幼児医療制度 の初診料等が

(初診料、往診料、訪問看護利用料)

☆ **無 料** となります。 ☆

(医療証の切り替えは、7月末の更新の際に行います。)

※ 入院時の食事代、保険診療の対象外となる医療費については、
今までどおり自己負担となります。

- ・ 助成対象は、北九州市乳幼児医療助成制度対象者（全員）です。
(通院は5歳未満、入院は小学校就学前まで 平成19年1月1日現在)
- ・ 市外からの転入などで、今までに北九州市の乳幼児医療の登録をしたことがない人は申請手続きが必要です。
- ・ 所得制限の免除（2人以上の子どもがいる世帯）を受けるには、申請手続きが必要です。

資格要件・申請手続きなど詳しくは、

住所地の区役所保健福祉課福祉係へ

北 九 州 市